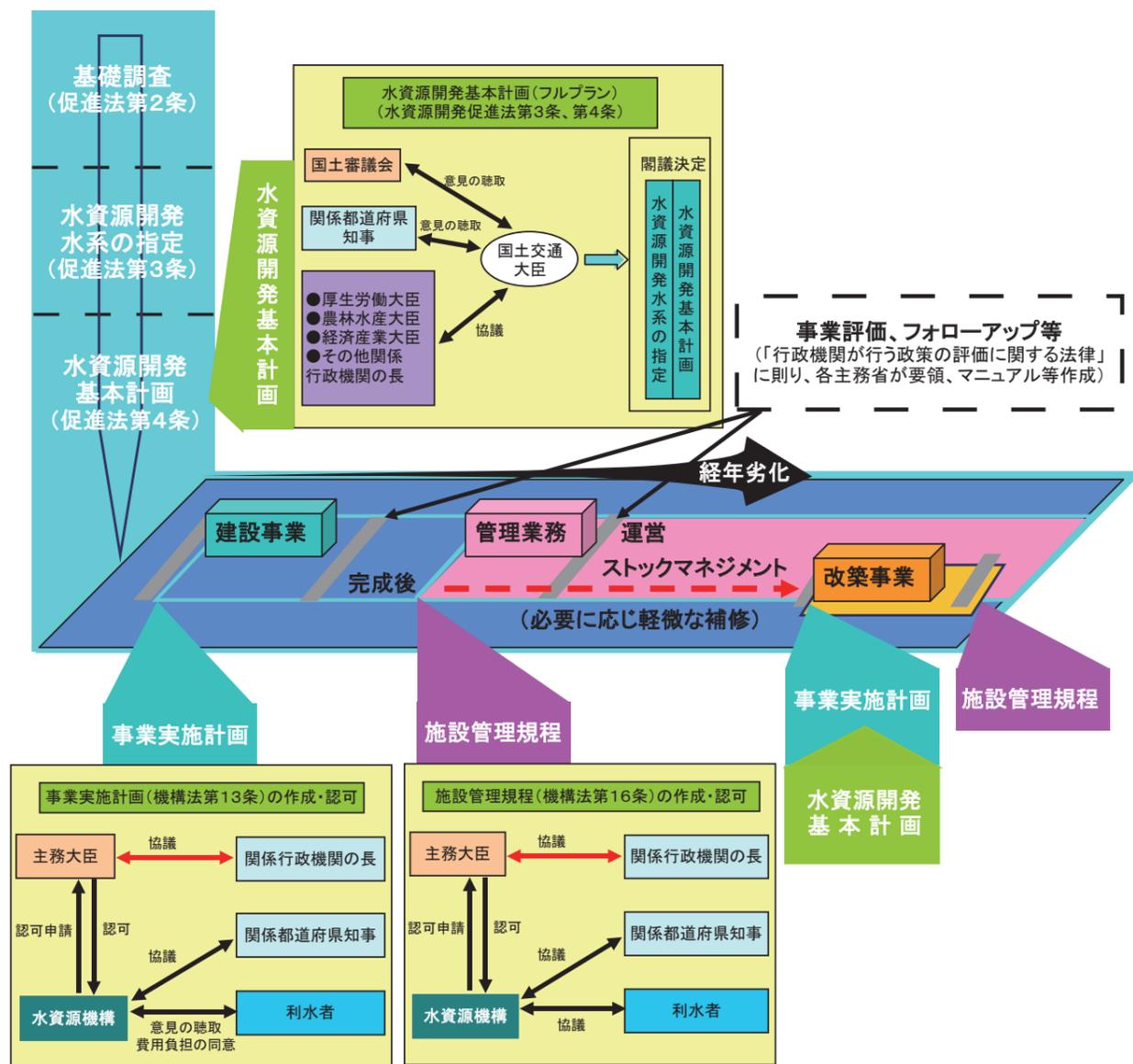


事業実施の手順

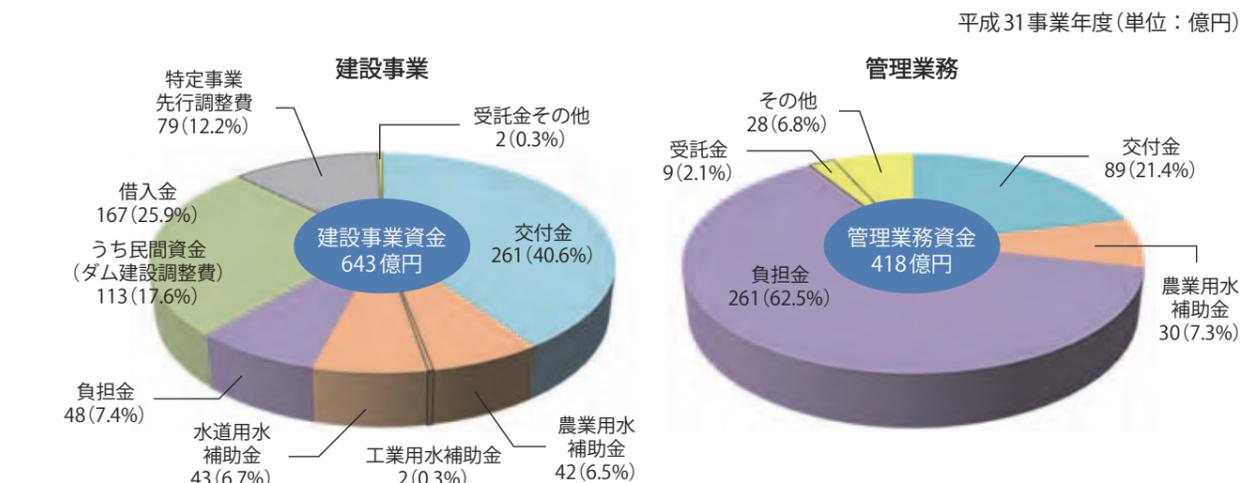
機構の事業は、計画の内容や費用の負担などについてそれぞれの段階の手続きを経て関係行政機関の長、関係都道府県知事、関係利水者等と、協議や意見聴取などを行い合意形成を図っています。



※図中の「促進法」とは「水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）」を、「機構法」とは「独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）」を示しています。

資金構成

建設事業及び管理業務の資金は、交付金や国庫補助金、利水者負担金及び借入金等によって賄われています。



(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがあります。

● 交付金

洪水調節や高潮防御及び流水の正常な機能の維持と増進のための費用が国(国土交通省)から交付されます。

● 負担金

利水者から納付される建設中の負担金、施設管理の負担金などがあります。

● 特定事業先行調整費

経済的な工程で事業を実施するときに一時的に年度事業費が大幅に増加するダム及び調整池の本体工事等を計画的かつ的確に実施し、事業工期の遵守、予算の平準化及び事業に係る費用の縮減を図ることを目的に、機構の自己資金を支弁することにより、先行的に事業を実施し、後年度に所定の財源を回収する制度です。

● 受託金

発電等に係る維持管理等を発電事業者等から受託して、これに係る経費を受け入れます。

● 補助金

利水者(土地改良区、工業用水道事業者、水道事業者)の負担軽減を図るため、国(農林水産省、経済産業省、厚生労働省)から補助されます。

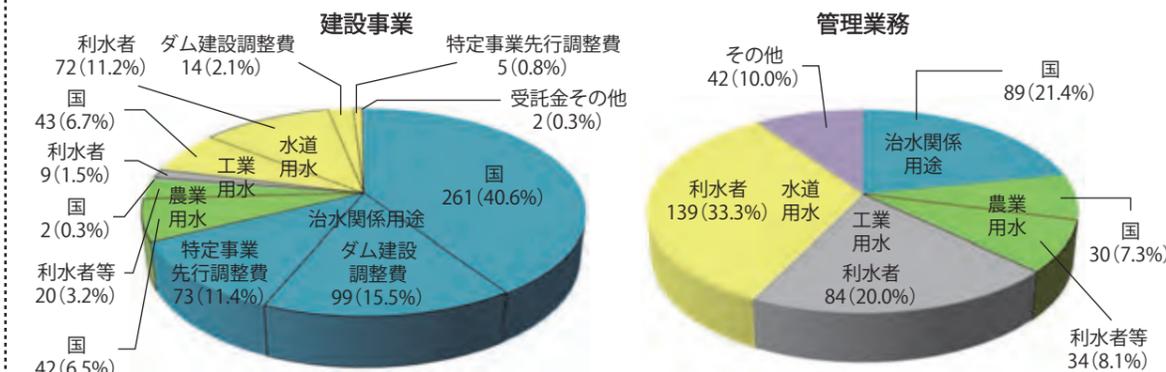
● 借入金

利水者が建設事業に係る負担金を施設完了後に割賦支払ができるよう政府資金(財政融資資金)からの長期借入れを行うほか、水資源債券(財投機関債)の発行を行います。

● ダム建設調整費

経済的な工程で事業を実施するときに一時的に年度事業費が大幅に増加するダム本体工事等を計画的かつ的確に実施し、事業工期の遵守、予算の平準化及び事業に係る費用の縮減を図ることを目的に、機構が民間資金の借入を行い、建設事業の促進を図る制度です。

【参考】用途別負担割合



(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは合致しないものがあります。